

重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業第1号・通所介護

【施設経営法人】

1. 法人名 社会福祉法人 美濃陶生苑
2. 法人所在地 土岐市駄知町1858番地の2
3. 電話番号 0572-50-0081
4. 代表者氏名 理事長 酒井 幸昌
5. 設立年月日 昭和52年12月

【事業所名】みずなみ陶生苑デイサービスセンター

【事業所の所在地】瑞浪市釜戸町833番地

【電話番号】0572-63-2847

【管理者】曾川 武秀

【指定事業所番号】岐阜県 2171801034号

【指定年月日】平成29年9月1日

【サービスの種類】通所介護・第1号総合事業（介護予防通所介護相当）

【営業日】月曜日～金曜日（年末年始を除く）

【営業時間】8時30分～17時

【サービス提供時間】9時00分～16時00分

【利用定員】30名／1日

【事業の実施地域】瑞浪市

【開設年月】平成2年4月1日

【施設の目的】 当施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

【運営方針】 人は年齢や性別、身体能力の有無にかかわらず、自立的な生活ができる権利と自己決定の権利を有する。人としての尊厳を守り、自由で個性的な社会生活を営むことを権利として尊重する義務を持つ。当事業所はノーマライゼーションの理念と基本的人権の保障を認識し、心豊かで安定した生活が継続されるよう援助します。

【居室等概要】

食堂兼機能訓練室	1室	99.6㎡
休養室	1室	58.6㎡・・・ベッド13台

【職 員 配 置】

職 種	人 数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤（兼務）	全体の管理全般
介護職員	4名以上	常勤（兼務） 常勤パート	日常介護業務等
看護職員 （機能訓練指導員）	1名以上	常勤	健康管理業務等 リハビリテーション
生活相談員	1名以上	常勤	生活上の相談等

管理者は、介護老人福祉施設の施設長を兼務
看護職員と機能訓練指導員は兼務

【通所介護費・介護予防通所介護相当費の額の算定に関する状況】

	通所介護費	介護予防相当費
施設等の区分	通常規模型	通常規模型
人員配置区分	一般型	一般型
高齢者虐待防止措置実施	基準型	基準型
業務継続計画策定	基準型	基準型
機能訓練指導体制	なし	なし
入浴介助体制	あり	あり
送迎体制	対応可	対応可
職員の欠員による減算の状況	なし	なし
サービス提供体制強化加算Ⅰ	あり	あり
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	あり	あり
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	あり	あり
通所介護ベースアップ等支援加算	あり	あり
科学的介護推進体制加算	あり	あり

※ 上記のもの意外に算定される加算及び減算はありません。

【サービスの内容】

1. 食事の提供 栄養士（特養所属）が献立等の栄養管理に当たり、ご利用者の身体状況及び嗜好を考慮して提供します。
昼食時間 11時45分 おやつ 14時30分
2. 入浴の提供 介護計画に基づき、特殊浴又は普通浴を介助します。
入浴時間 9時30分
3. 排泄の介助 ご利用者の状態に応じて、排泄援助を行います。
おむつ交換は、随時により適切に交換します。

- 4. 健康チェック 看護職員により、血圧測定等の健康状態を確認し、必要な助言をします。
- 5. 養 護 利用者の身体状況により、休養室で静養することができます。
- 6. 機能訓練 日常生活を通して、心身機能の維持。向上を図るよう援助します。
グループ活動を主体にして、心身機能の減退防止を図ります。
利用者の意向により、運動訓練等を援助します。
- 7. 教養娯楽 季節行事及びアクティビティを実施します。
- 8. 送 迎 専用車両にて、利用日の送迎を実施します。
但し、標準利用時間外は、送迎できないことがあります。
- 9. 相談援助 居宅介護についての各種ご相談に応じます。

【苦情処理体制】 苦情受付担当者 生活相談員 後藤 直史
苦情解決責任者 施設長 曾川 武秀

サービスに対する苦情・不満、介護事故、契約関係などに関することを苦情受付担当者まで申し出てください。苦情解決責任者と協議のうえ対応方法を決定させていただきます。その結果はすべて、サービス調整委員会へ報告することとします。

苦情の受付は、当法人が任命する第三者委員でも受け付けております。

第三者委員

氏 名	住 所	職 業
しょうじ たかのぶ 小司 隆信	瑞浪市上平町1丁目3番地 電話 0572-67-1815	司法書士法人たなか事務所 司法書士
たかの かずゆき 高野 和幸	名古屋市中区丸の内二丁目20番2号 オアシス丸の内 NORTH 6階 電話 052-253-3278	弁護士

【事故発生時の対応及び賠償責任】

利用者に事故があった場合は、速やかに身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。但し、擦傷等軽微なものは除きます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任保険の約款に基づき、速やかにその手続きを行います。

【非常災害対策】

非常災害対策に関しては、具体的な計画を作成し、災害時対応マニュアルを策定しています。

【感染症に対する対策】

入所者の感染症の発生及びまん延を防止するために、指針に基づき必要な措置を講じます。

【高齢者虐待防止措置の実施】

高齢者虐待防止について、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針に基づき必要な措置を講じます。また責任者として生活相談員を選定し環境整備に努めます。

【身体拘束の禁止】

身体拘束の適正化について、利用者の生命又は身体を保護するため、指針に基づき緊急止むを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他の行動を制限しない措置を講じます。

【業務継続計画（BCP）の実施】

業務継続計画（BCP）に基づき、感染症や非常災害の発生時において、業務の継続的または再開について速やかに対応する措置を講じます。

【利用料(1回分)】

通常規模型6～7時間

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	1,798円	3,621円	584円	689円	796円	901円	1,008円
サービス体制強化加算(Ⅰ)	88/月	176/月	22円				
入浴介助加算			40円				
科学的介護推進体制加算	40円/月						
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険給付対象サービス自己負担額(上記の総月額)の1.1% (※総月額が1,000円とすると11円の加算となります。)						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険給付対象サービス自己負担額(上記の総月額)の5.9% (※総月額が1,000円とすると59円の加算となります。)						
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険給付対象サービス自己負担額(上記の総月額)の1.2% (※総月額が1,000円とすると12円の加算となります。)						
① 保険1割負担額	2,084/月	4,151/月	742/日	856/日	972/日	1,085/日	1,200/日
② 費負担分	食事材料費570円・日用品費50円・間食費100円 <u>720円</u>						
合計(①+②)	1ヶ月	1ヶ月	1,462/日	1,576/日	1,692/日	1,805/日	1,920/日

※ 一定以上の所得のある方は、負担割合証により2割負担となります。

※ 利用料の変更

利用料の変更を行う場合は、あらかじめ書面にてその旨を説明し
利用者の同意を得ます。

【キャンセルについて】

当日の午前、利用途中からの急なキャンセルの場合は、キャンセル料として食事材料費570円をいただきます。

【利用料支払方法】

1. 1ヶ月分(毎月1日～末日の間の利用日)の利用明細請求書を翌月の10日頃までにご指定いただいた住所へ郵送します。
2. 支払方法は、予めご指定いただいた預貯金通帳から毎月27日(銀行等休業日は翌営業日)に口座振替させていただきます。
3. 領収証は次回請求書とあわせて送付させていただきます。

利用者記入欄

私(利用者およびその家族)は説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者氏名

身元引受人氏名

個人情報使用同意書

私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 利用者のための通所介護計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と他事業者との連絡調整等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

居宅サービス計画に定められた事業者

3. 使用する期間

通所介護サービス利用契約書の契約期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の使用・提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

令和 年 月 日

社会福祉法人美濃陶生苑
みずなみ陶生苑デイサービスセンター
施設長 曾川武秀 殿

利用者氏名

身元引受人氏名